

豊橋市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業に関する実施方針を平成 19 年 10 月 11 日に公表したところであります。

この度、同法第 6 条の規定に基づき、豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業を特定事業として選定しました。その事業内容及び同法第 8 条の規定に基づく客観的評価の結果をここに公表します。

平成 19 年 12 月 28 日

豊橋市長 早川 勝

# 豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業 特定事業の選定について

## 第1 事業の概要

### 1 事業の名称

豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業（以下「本事業」という。）

### 2 公共施設等の管理者等の名称

豊橋市長 早川 勝

### 3 事業の目的

学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、正しい食習慣の形成に寄与しています。また、教職員と生徒のコミュニケーションや児童生徒間の好ましい人間関係の育成の場として、児童生徒の心身の健全な発達を図る上で大きな教育的意義を有しています。

本市の学校給食は、昭和21年に開始され、昭和44年の南部共同調理場の開設を契機に、共同調理場化への移行が進められてきました。また、平成18年に市内の給食供給先の再編を実施しており、全小中学校が共同調理場方式に移行しました。本事業の対象となる北部学校給食共同調理場は昭和47年8月に開設され、開設後およそ35年が経過しており、施設の更新が必要となっています。また、開設時以降の人口流動による給食需要の変化もあり、各場の給食供給先の再編などを実施することで、よりよい給食事業を推進する必要があります。

本事業は、こうした課題を解消するとともに、市民の期待に対応したよりよい学校給食の提供を目指して、市内小学校、中学校を対象とする給食施設を整備・運営するものです。

### 4 事業方式と事業範囲

本事業の事業方式は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号）（以下「PFI法」という。）に基づき、同法第7条第1項の規定による選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて本施設の維持管理及び運営を行う、BTO方式とします。

選定事業者が実施する業務は以下のとおりです。

#### (1) 設計業務

ア 設計

イ 設計図書の作成

ウ 設計に伴う各種申請手続き

(2) 建設業務

- ア 建設工事
- イ 調理設備、備品等の調達・設置
- ウ 工事に伴う近隣対策
- エ 建設に伴う各種申請手続き
- オ 工事監理
- カ 完成図書の作成
- キ 施設の引渡し
- ク 現北部学校給食共同調理場の解体、整地及び駐車場整備

(3) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構等保守管理業務
- エ 調理設備保守管理業務
- オ 清掃業務
- カ 警備業務

(4) 稼働準備業務

(5) 運營業務

- ア 調理等業務
- イ 衛生管理業務
- ウ 配送・回収業務
- エ 洗浄・残滓等処理業務
- オ 運営備品等の調達業務

## 5 事業期間

本事業の実施期間については、以下を予定しています。

《設計・建設期間》 平成21年1月～平成22年2月

《稼働準備・維持管理期間》平成22年3月

《維持管理・運営期間》 平成22年4月～平成37年3月

## 6 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は以下のとおりであり、市が選定事業者からサービスを購入する形態の事業とします。

(1) 設計業務及び建設業務に係る対価

- ア 市は、本施設の建設に係る国庫補助が市に交付される場合には、事業契約にお

いてあらかじめ定める額を、建設一時金として選定事業者に支払います。

イ 市は、選定事業者が実施する施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、前記の建設一時金を控除した額を、割賦方式により選定事業者に支払います。

(2) 維持管理業務、稼働準備業務及び運営業務に係る対価

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理業務、稼働準備業務及び運営業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を、維持管理・運営期間に渡って選定事業者に支払います。

## 第2 評価の内容

### 1 評価の方法

#### (1) 選定の基準

本事業をPFI方式で実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できること、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において、サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準としました。

#### (2) 定量的な評価

市の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、特定事業を実施する民間事業者からの税収等の適切な調整を行い、評価を実施しました。

#### (3) 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業をPFI方式で実施する場合における、定性的な評価を実施しました。

## 2 定量的な評価

### (1) 前提条件

市の財政負担額の算出に当たって、市が本事業を自ら実施する場合とPFI方式で実施する場合のそれぞれについて、前提条件を次表のとおり設定しました。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもありません。

表：定量的評価に係る前提条件

| 項目                | 市が自ら実施する場合  | PFI方式で実施する場合   |
|-------------------|---|--|
| 算定対象とする<br>支出の内訳  | ①設計費<br>②建設費（調理設備・備品を含む）<br>③維持管理費<br>④運営費                                | ①サービス購入費 ※1<br>②アドバイザー費用 ※2<br>③モニタリング費用 ※3                  |
| 共通条件              | ①事業期間：上記、第1～5事業期間に示すとおり<br>②供給能力：1日当たり最大10,000食<br>③割引率：4％<br>④インフレ率：考慮せず |  |
| 施設の設計及び建設に関する費用   | 類似公共施設の実績等に基づき設定  | 一括発注による効率化や選定事業者の創意工夫により、市が自ら実施する場合に比べて、一定割合の縮減が実現できるものとして設定 |
| 施設の維持管理及び運営に関する費用 | 本市の既存学校給食共同調理場の実績統計、庁内既存部署へのヒアリング結果等に基づき設定                                | 同上   |
| 資金調達に関する事項        | ①交付金<br>②一般財源<br>③起債（20年返済。うち3年据置き）                                       | ①建設一時支払金<br>②自己資本<br>③市中借入（15年返済）                            |

※1：サービス購入費：設計費、建設費、維持管理費、運営費に相当する費用

※2：アドバイザー費用：PFI事業に係る事務を外部コンサルタント（アドバイザー）に委託して行うための費用

※3：モニタリング費用：PFI事業が適切に遂行されているかどうかの監視（モニタリング）を行うための費用

## (2) 算定の方法と結果

前項(1)の前提条件に基づき、市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI方式で実施する場合の市の財政負担額を、それぞれ事業期間中に渡り年度別に算出し、それらを現在価値に換算した額で比較しました。

その結果、本事業を市が自ら実施する場合と比較して、PFI方式で実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額を約9.12%縮減することができることとなりました。

## 3 定性的な評価

本事業をPFI方式で実施する場合、本市が自ら実施する場合と比較して、次のような定性的効果を期待することができます。

### (1) 一括発注による事業の効率的な実施

設計、建設、維持管理、運営の各業務を一括して選定事業者任せることにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や選定事業者の創意工夫を見込むことができ、事業の効率的かつ機能的な実施が期待できます。

### (2) 良質なサービスの継続的な提供

本施設の維持管理、運営において、民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することにより、確実な衛生管理のもとで、「安全でおいしい給食」を継続して提供できるといった、良質なサービスの継続的な提供が期待できます。

### (3) リスク分担の明確化による事業の安定運営

本事業開始前に、あらかじめ発生するリスクを想定し、市と選定事業者との間でその責任分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営が期待できます。

## 第3 評価の結果

本事業を、PFI法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約9.12%（現在価値換算後）縮減できることが見込まれ、併せて、定性的効果も期待することができます。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定します。